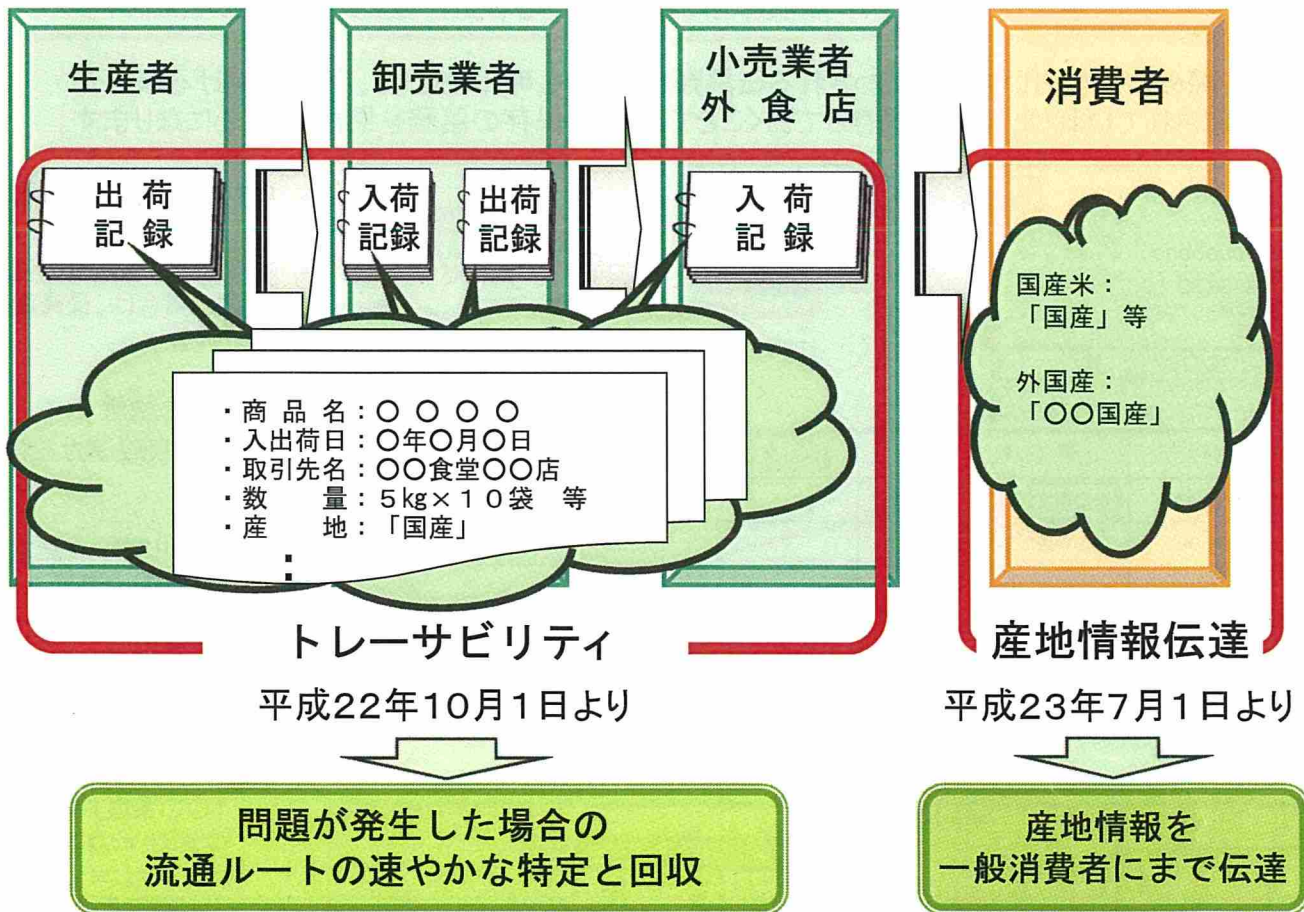


Rice

Traceability

米トレーサビリティ法の概要
「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」





トレーサビリティ (取引等の記録の作成・保存)



記録

米・米加工品(注)を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を保存してください。

・紙媒体・電子媒体いずれでも可。

・保存期間は原則3年。

(賞味期限等に応じて3か月間・3年間・5年間と異なります。)

(注)本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。

- ・米穀(玄米・精米等) ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての皆様となります。

記録事項

品名、産地[※]、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

※ 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。(詳細はP4の方法に準ずる。)

※ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書(控)		売上			
お客様コード0000000		伝票No.00000000			
〒□□□-□□□□ 東京都〇〇区 △△-□□		受注日〇〇年〇〇月〇〇日△△日	納品日□□年△△月〇〇日		
株式会社・〇〇〇〇〇様		指図日△△年〇〇月□□日	納品先		
TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		〇〇〇〇株式会社 △△本社			
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。		〒□□□-□□□□ 東京都〇〇区 □□-△△			
NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXXX	〇〇県産 〇〇〇〇 (10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXXX	〇〇県産 〇〇〇〇 M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXXX	〇〇県産 〇〇〇〇 AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXXX	〇〇県産 〇〇〇〇 M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXXX	〇〇県産 〇〇〇〇 LL	20	XXX	XXXX
備考		計合計			XXXXXXXX
指図No.		消費税等			XXXXXXXX
		総合計			XXXXXXXX
		納品重量計			40.00
		担当者 ×××		TEL 03-0000-0000	
		東京都〇〇区		FAX 03-0000-0000	
		□□-△△			

取引先の名称又は氏名

年月日:搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載。)

数量:取引において通常用いている単位

品名:取引において通常用いている名称

※※:「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載
(詳細はP.4の方法に準ずる。)

※※ 平成23年7月1日より前に、
① 国内で生産されたものについては、生産者から譲渡されたもの
② 輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたもの
については、対象外です。

食事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)



入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。



産地情報の伝達

(取引等に伴う産地情報の伝達)



伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品(注1)を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(注2)又は商品の容器・包装への記載により、産地(注3)情報の伝達が必要です。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品(注1)を販売・提供する場合には、

- ① 玄米・精米、もち(一部)のように、JAS法で原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください。
(注)この場合はJAS法のみが適用になり、米トレーサビリティ法は適用されません。
- ② 上記の義務が無い場合には、米トレーサビリティ法に基づき以下により産地情報の伝達を行うことが必要となります。

ただし、外食店等で米飯類以外のものを提供する場合は、米飯類以外のものの産地情報の伝達は不要です。

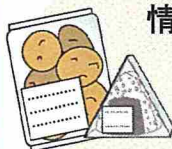
(注1)取引等の記録の対象品目と同じ。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除きます。)

(注2)伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

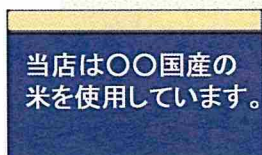
(注3)産地:米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

一般消費者への産地情報の伝達手段

商品の包装に産地情報を記載



店内に産地情報を掲示



購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示

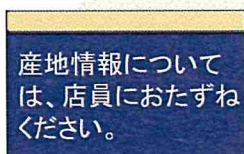


商品の包装に産地を知ることができる方法を記載



Webアドレスやお客様相談窓口電話番号など産地情報の入手するための照会先を記載。

店内に産地を知ることができる方法を掲示



メニューに産地情報を記載



〈原料米の産地情報〉
〇〇せんべい…国産
□あられ…〇〇国産
△おかき…〇〇国産



当店は〇〇産の米を使用しています。





産地情報の伝達

(具体的な産地情報の伝達方法)



○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

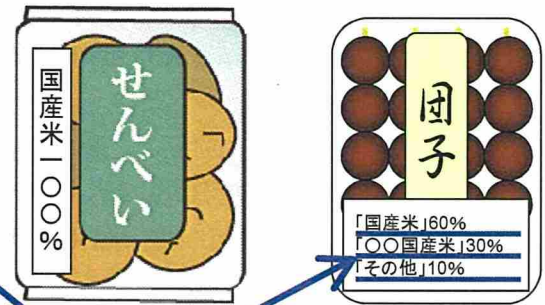
- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県名や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

<一括表示欄への記載例>

名称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、○○国産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

いずれの
場所への
記載でも可

<一括表示欄の枠外への記載例>

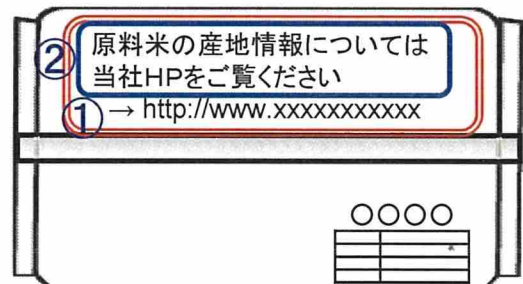


- ① 原材料に占める割合の多い順に記載。
- ② 産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により産地情報を伝達する場合

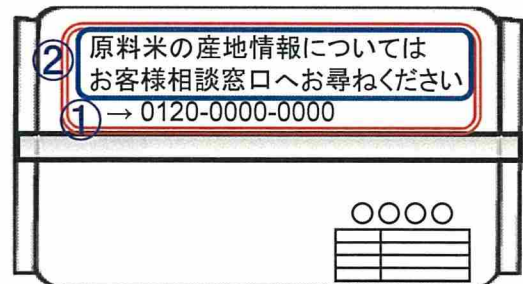
Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。



電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。



お問い合わせ先

茨城農政事務所	食糧部消費流通課(水戸市)	TEL 029-221-2186
	地域第一課(日立市)	TEL 0294-53-4155
	地域第二課(土浦市)	TEL 029-843-6875
	地域第三課(筑西市)	TEL 0296-24-3155
	地域第四課(鉾田市)	TEL 0291-33-2166

農林水産省総合食料局	食糧部消費流通課	TEL 03-6744-1703
関東農政局	食糧部計画課	TEL 048-740-0099

米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html